

独禁法改正(確約手続導入)で変わる 公取委審査手続対応・公取委との和解戦略のポイント

- 日 時● 2019年 1月 25日(金) 10:00~12:00
- 会 場● 企業研究会 セミナールーム(東京・麹町)
- 講 師● 平山法律事務所代表弁護士・九州大学法学部准教授(経済法)・
元・公取委審査専門官 平山賢太郎氏

【略歴】公取委に3年間勤務し、国内・国際カルテル事件、特許権濫用事件等の主任審査担当官を務め、審査手続や海外当局との情報交換等に関して豊富な経験を有する独禁法専門弁護士。弁護士復帰後は、立入検査を受けた様々な企業を代理して排除措置命令を回避したり、被害者側企業を代理して公取委へ被害申告を行い複数の正式審査(立入検査等)を開始させたりするなど、数々の成果をあげている。独禁法専門誌 Global Competition Reviewの「40 UNDER 40 2016」(40歳未満の独禁法弁護士40人)に選出された日本唯一の弁護士であり、Chambers Asia、Best Lawyers、Who's Who Legalその他の国際的ランキングにおいても日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。第二東京弁護士会経済法研究会幹事、日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事及び独禁法ワーキンググループリーダー。

◆開催にあたって

「確約制度」を導入する独禁法改正が2019年1月に施行される見通しとなりました。確約制度は、独禁法事件審査(優越的地位濫用など不公正取引、私的独占等)を受けている企業が公取委と和解して命令を回避する制度であり、審査開始後ただちに対応戦略を確立して公取委との協議に臨むことが重要です。

本セミナーでは、立入検査を受けた様々な企業を代理して、公取委と協議し排除措置命令を回避してきた講師が、審査の全過程における対応ポイントを解説します。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	27,000円 本体価格 25,000円
一般	30,240円 本体価格 28,000円

- 当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。
- FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当：田中 E-mail a-tanaka@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F
TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

182115-0903(※)		2019.1.25	
申込書 公取委審査手続対応・公取委との和解戦略のポイント			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

独禁法改正(確約手続導入)で変わる 公取委審査手続対応・公取委との和解戦略のポイント

● プログラム ●

■講師 平山法律事務所代表弁護士・九州大学法学部准教授（経済法）・
元・公取委審査専門官

平山 賢太郎 氏

- 解説 -
10:00

1. 公取委独禁法事件審査手続の概観

2. 立入検査（審査開始）初期対応

3. 公取委対応戦略 ～争うか・和解するか～

（1）事実関係の精査

（2）独禁法理論からの問題発見

（3）経済分析専門家・独禁法研究者との協働

（4）公取委担当官との協議・確約手続活用のありかた

・いつ、どのように準備するか

・いつ、どのように公取委担当官と接触・協議するか

・確約手続が用いられる事件類型・用いられない事件類型

・確約手続において必要となる是正措置（問題解消措置）

12:00

4. まとめ

※講師と同業企業・同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承下さい。